

2014年5月6日

金融取引税に関する強化された協力の参加国閣僚による共同声明

(オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロバキア、スペイン)

我々は共に、金融取引へ課税する調和のとれた税制を作ろうとしている。我々の要求に応じて、欧州委員会は 2013 年 2 月 14 日に、金融取引税に関する強化された協力手続きを実施する理事会指令案を提出した。

理事会作業部会は過去数ヶ月の間、委員会の指令案を評価してきた。このことで、我々は提案税制に関する技術的、法的、経済的側面を徹底的に調査することが可能となった。そこで複合的な課題が浮上したことは明らかである。結果として、今後の進行にあたってさらなる技術的作業が必要である。我々は、すべての加盟国とともにこの進行中のプロセスに参加する意志があり、非参加国による懸念の声を考慮に入れた、実行可能な解決策を年末までにまとめ上げることを決意している。

我々の金融取引税導入へのコミットメントは依然として強固なものである。EU レベルでの協議および国家レベルでの取引税に関する有望な実践を経て、このプロジェクトを前進させようという我々の意志はより強固になっている。我々は、以下のいくつかの要点に合意している：

調和のとれた金融取引税の導入に関する作業は、漸進的な税の導入に根差すものである。この漸進的な導入は、まず、株と一部のデリバティブへの課税に注力することとなる。我々のアプローチは、金融取引税の完全な導入に向けた一つ一つのステップが、経済的なインパクトを考慮したやり方で設計されていることを保証しているということ、このことが極めて重要である。

こうした背景から、最初のステップは遅くとも 2016 年 1 月 1 日には導入されるべきである。もし個々の加盟国が、既存の税を維持するために、この漸進的導入の最初のステップには含まれていない他の金融商品へ課税したい場合には、その課税は許可されることとなるだろう。

我々はこの声明が、我々の前途に横たわる理事会の技術的作業および準備段階への健全な基礎を提供するであろうことを確信している。

原文：<http://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Standardartikel/Topics/Taxation/Articles/2014-05-06-joint-statement-financial-transaction-tax.html> (※)

(※ ドイツ連邦財務省ウェブサイトより)

翻訳：K.Tsuda